

## 長崎国際大学 教職員の懲戒に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、長崎国際大学就業規則（以下「就業規則」という。）第56条に基づき、長崎国際大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の懲戒に関する手続きと量定を定めることを目的とする。

2 前項の教職員には本学に勤務する非常勤の教職員を含むものとする。

### (懲戒の原則)

**第2条** 就業規則第55条第1項第2号から第7号にかかる教職員の懲戒処分は、懲戒委員会の審査の結果によるものでなければならない。但し、就業規則第55条第1項1号の訓告については、学長が懲戒委員会に代わって審査し、理事長に上申の上、理事長が決定する。

2 懲戒処分は、就業規則第54条の各号のいずれかに該当する行為でなければ、これを行うことはできない。

3 懲戒処分は、同一の規則違反行為に対して、重ねて行うことはできない。

4 懲戒処分は、同じ種類、同じ方法の規律違反行為に対して、就業規則第55条に掲げる懲戒の種類、方法が異なることとする。

5 懲戒処分の量定は、就業規則に従い、規律違反行為の種類・方法その他の事情に照らして相当なものでなければならない。

### (懲戒権者)

**第3条** 懲戒処分は、学長の上申（別紙様式1）に基づき、理事長がこれを行う。

### (懲戒処分の量定)

**第4条** 懲戒処分の量定の決定は別表及び次に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意または過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関連
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度または非違行為後の対応

### (管理監督責任)

**第5条** 学長は、教職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員の管理監督者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該管理監督者に対しても懲戒処分を行うことができる。

- (1) 懲戒処分を受ける当該職員に対し適正な指導監督を行っていなかったとき。
- (2) 当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認したとき。

### (関係職員の懲戒処分)

**第6条** 学長は、職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員以外の職員（以下「関係職員」という。）が次のいずれかに該当するときは、関係職員に対しても懲戒処分を行うことができる。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為をほう助したと認められるとき。
- (2) 当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認したとき。

### (審査申立て)

**第7条** 学部長または事務局長は、その所属する教職員に懲戒に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係の確認を行う。その結果、懲戒処分を行うのに十分な理由があるときは、学長に対して審査の申立てを行うものとする。

- 2 学長は学部長または事務局長から審査の申立てがあったときには、懲戒委員会を組織し、これに付議するものとする。
- 3 懲戒委員会の委員長および構成員は、学長が委嘱する。ただし、懲戒委員会の客観性、中立性および公平性を確保するため、関係者は除外する。
- 4 学長は、第1項による学部長および事務局長からの審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要であると認めたときは、懲戒委員会を組織し、付議できるものとする。
- 5 懲戒委員会は審査の結果を学長宛に報告（別紙様式2）するものとする。
- 6 懲戒委員会に関する規程は別途定める。

### (審査の手続)

**第8条** 懲戒委員会は、審査を行うにあたり、その者に対し、審査の事由を記載した審査説明書（別紙様式3）を交付する。

- 2 審査を受ける者が審査説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭または書面で陳述する機会を与えなければならない。（別紙様式4）
- 3 その他審査に関し必要な事項は、懲戒委員会が定める。

### (懲戒処分書の交付)

**第9条** 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書（別紙様式5）を交付して行わなければならない。

### (懲戒処分の効力)

**第10条** 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を教職員に交付したときに発生するものとする。

### (規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、懲戒委員会の議を経たのち学長が理事長に上申のうえ、理事長が行う。

### (事務)

**第12条** この規程に関する事務は総務課がおこなう。

**附則**

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

学校法人九州文化学園

理事長 安部 直樹 殿

長崎国際大学

学長

### 上 申 書

本日、懲戒委員会より〇〇〇〇の懲戒処分について報告書の提出がありましたので、報告書に基づき下記の処分案を上申いたします。

記

上申の内容：

- ・添付資料  
報告書

(別紙様式2)

年 月 日

学長 殿

懲戒委員会  
委員長

報 告 書

本日、〇〇時より〇〇〇〇の懲戒処分について審議した内容及び結果について、下記の通り報告いたします。

記

審議の内容及び結果

以上、懲戒委員会委員長及び委員の署名及び押印の上、報告致します。

印

印

印

印

印

(別紙様式3)

審 査 説 明 書

氏 名		所 属	
職 名			
処分の種類及び内容			
審査の内容			
懲戒委員会は、長崎国際大学教職員の懲戒に関する規程第5条第1項により審査することを決定したので、この審査説明書を交付する。 懲戒委員会			
(決定) 年 月 日		(交付日) 年 月 日	
(教示) 長崎国際大学教職員の懲戒に関する規程第6条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に懲戒委員会に対して、別紙様式4による書面で、陳述する機会が与えられます。			

(別紙様式4)

年 月 日

陳 述 書

懲戒委員会

陳述者氏名 印

私〇〇〇は、年 月 日付 審査説明書の内容について、以下のとおり、  
陳述いたします。

(陳述内容)

以上

(別紙様式5)

懲戒処分書

氏名		生年月日	
所属・職名			
処分内容			
交付日 (処分効力 発生日)	年 月 日		
学校法人九州文化学園 理事長 安部 直樹 印			



## 別表 懲戒処分の標準例 (案)

## 1.一般服務

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲戒 解雇	論旨 解雇	停職	出勤 停止	減給	戒告
1 欠勤	(1) 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠く。					○	○
	(2) 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠く。			○	○	○	
	(3) 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠く。	○	○	○			
2 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠く。						○
3 休暇の虚偽申請	病気休暇、特別休暇その他承認を要する休暇について、病名、治療期間、及び事由等の記載内容について虚偽の申請をする。					○	○
4 勤務態度不良	勤務時間中に上司の許可なく職場を離脱・私的な行為を繰り返し行う等して職務を怠り、又は職務遂行に当たって上司の命令に従わない等により業務の運営に支障を生じさせる。					○	○
5 職場内秩序びん乱	(1) 上司その他の職員（パート等の非常勤職員を含む）に対する暴行または社会通念を逸脱した暴言等により職場の秩序を乱す。			○	○	○	○
	(2) 政治活動、宗教活動その他これに類する行為により大学内の秩序・風紀を乱す。			○	○	○	○
6 虚偽・ねつ造	(1) 重要な経歴を偽る	○	○				
	(2) 論文等をねつ造する	○	○	○	○	○	○
	(3) 事実をねつ造して虚偽の報告を行う			○	○	○	○

7 守秘義務違反	職務上知ることのできた秘密を洩らし、業務の運営に重大な支障を生じさせる。	○	○	○	○		
8 個人の秘密情報の目的外集収	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する。					○	○
9 個人情報の不当利用	職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に教示するために個人的に使用する等不当な目的に使用する。	○	○	○	○	○	○
10 営利企業等従事	許可を得ず、営利を目的とする会社等の役員等を兼ね、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業等に従事する。			○	○	○	
11 ハラスメント	(1) 教育・研究又は職務上優越した地位にある職員が、その地位を利用して、教育指導、研究活動その他の職務上又は職務外において、嫌がらせ、暴力的言動、行為等、下位の職員、学生等に精神的・身体的な障害を与える。	○	○	○	○	○	○
	(2) 職員が他の職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び行為を行う。	○	○	○	○	○	○
12 研究活動の不正行為	(1) 存在しないデータ、研究結果等を作成する捏造、研究資料・機器・過程を変更及びデータ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する改ざん、他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する流用及びこれ以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。	○	○	○	○	○	○

## 2 大学の金品等取扱い関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲戒 解雇	論旨 解雇	停職	出勤 停止	減給	戒告
1 横領	大学の金品を横領する。	○					
2 窃取	大学の金品を窃取する。	○					
3 詐取	人を欺いて法人の金品を交付させる。	○					
4 紛失	大学の金品を紛失する。					○	○
5 盗難	重大な過失により大学の金品の盗難に遭う。					○	○
6 法人設備等損壊	故意に職場において大学の設備、器物を損壊する。					○	○
7 出火・爆発	過失により職場において大学の設備及び器物の出火及び爆発を引き起こす。					○	○
8 諸給与の違法支払・不適正受給	(1) 故意に学内の規則等に違反して諸給与を不正に支給する。					○	○
	(2) 故意に届を怠り、虚偽の届をする等して諸給与を不正に受給する。					○	○
9 法人の金品及び物品の不適正処理	自己保管中の大学の金品及び物品について目的外の用途に使用する等不適切な処理をする。					○	○
10 コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、大学の運営に重大な支障を生じさせる。					○	○
11 研究費の不正使用	公的研究費を含む研究費をカラ出張、カラ謝金、預け金、その他法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び本学規則等に違反して経費を使用すること	○	○	○	○	○	○

## 3.利害関係者との関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲戒 解雇	論旨 解雇	停職	出勤 停止	減給	戒告
1 不動産貸付	利害関係者から無償で不動産の貸付を受ける。			○	○		
2 贈与	利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受ける。			○	○		
3 金銭等貸付	利害関係者から金銭の貸付又は無償で物品の貸付を受ける。			○	○	○	○
4 役務提供	利害関係者から無償で役務の提供を受ける。			○	○	○	○
5 株式の譲渡	利害関係者から未公開株式を譲り受ける。			○	○	○	○
6 供応接待等	(1) 利害関係者から供応接待を受ける。			○	○	○	○
	(2) 利害関係者に該当しない事業者等から通常一般の社交の程度を越えて供応接待又は財産上の利益の供与を受ける。			○	○	○	○

## 4.非行関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲 戒 解 雇	論 旨 解 雇	停 職	出 勤 停 止	減 給	戒 告
1 放火	放火する。	○					
2 殺人	人を殺す。	○					
3 傷害	人の身体を傷害する。			○	○	○	○
4 暴行・けんか	人を傷害するに至らなかったが、暴行を加え、又はけんかする。			○	○	○	○
5 器物損壊	故意に他人の物を損壊する。			○	○	○	○
6 横領	自己の占有する他人の物（法人の金品及び物品を除く）を横領する。	○	○	○	○	○	○
7 窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取する。	○	○	○			
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する。	○					
8 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させる。	○	○	○			
9 賭博	(1) 賭博をする。			○	○	○	○
	(2) 常習として賭博をする。			○			
10 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等の違法薬物を所持し、又は使用する。	○					
11 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑かけるような著しく粗野又は乱暴な言動をする。					○	○
12 強制わいせつ	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をする。	○					
13 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をする。	○	○	○			
14 痴漢行為	痴漢行為をする。			○	○	○	

## 5.交通事故・交通法規違反

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲 戒 解 雇	論 旨 解 雇	停 職	出 勤 停 止	減 給	戒 告
1 飲酒運転（酒気帯びを含む）での交通事故等	(1) 飲酒運転で事故を起こす。	○	○	○	○		
	(2) (1) の場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする	○					
	(3) 飲酒運転をする。	○	○	○	○		
	(4) 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧める又は飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認又は飲酒運転をするものに車両等を提供した場合。	○	○	○	○	○	○
2 飲酒運転以外での交通事故で人身事故を伴うもの	(1) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる。	○	○	○	○		
	(2) (1) の場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする。	○					
3 交通法規違反	(1) 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をする。			○	○	○	○
	(2) (1) の場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をする。			○	○	○	

## 6. 監督責任関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲戒 解雇	論旨 解雇	停職	出勤 停止	減給	戒告
1 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠く。					○	○
2 非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非行行為を知りながら、その事実を隠ぺいし、又は黙認をする。			○	○	○	○

## 7. 関係職員の懲戒処分

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準					
		懲戒 解雇	論旨 解雇	停職	出勤 停止	減給	戒告
1 教唆・ほう助	非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為をほう助したと認められる。	○	○	○	○	○	○
2 隠ぺい・黙認	当該職員の非違行為を知りながら、その事実を隠ぺいし、又は黙認する。			○	○	○	○